

由布市告示第68号

平成30年第2回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成30年6月6日

由布市長 相馬 尊重

- 1 期 日 平成30年6月13日
  - 2 場 所 由布市議会議事堂
- 

○開会日に応招した議員

佐藤 孝昭君	高田 龍也君
坂本 光広君	吉村 益則君
田中 廣幸君	加藤 裕三君
平松恵美男君	太田洋一郎君
野上 安一君	加藤 幸雄君
鷲野 弘一君	甲斐 裕一君
溝口 泰章君	渕野けさ子君
佐藤 人已君	田中真理子君
工藤 安雄君	長谷川建策君
佐藤 郁夫君	

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

平成30年 第2回(定例)由布市議会会議録(第1日)

平成30年6月13日(水曜日)

---

議事日程(第1号)

平成30年6月13日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 由布大分環境衛生組合議会議員の補欠選挙
- 日程第6 報告第6号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第7号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第8号 専決処分の報告について
- 日程第9 報告第9号 平成29年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第10 報告第10号 平成30年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第11 報告第11号 専決処分の報告について
- 日程第12 報告第12号 専決処分の報告について
- 日程第13 報告第13号 平成29年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第14 報告第14号 平成29年度由布市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第15 報告第15号 専決処分の報告について
- 日程第16 報告第16号 平成29年度由布市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第17 報告第17号 平成29年度由布市水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第18 報告第18号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第19 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「平成29年度由布市一般会計補正予算(第6号)」
- 日程第20 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例等の一部を改正する条例」
- 日程第21 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の

一部を改正する条例」

- 日程第22 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「平成29年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）」
- 日程第23 議案第40号 由布市高規格救急車購入について
- 日程第24 議案第41号 由布市老人福祉センター条例の廃止について
- 日程第25 議案第42号 由布市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第43号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第27 議案第44号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第28 議案第45号 由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第29 議案第46号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第30 議案第47号 由布市市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
- 日程第31 議案第48号 由布市消防手数料条例の一部改正について
- 日程第32 議案第49号 平成30年度由布市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第50号 平成30年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 由布大分環境衛生組合議会議員の補欠選挙
- 日程第6 報告第6号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第7号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第8号 専決処分の報告について
- 日程第9 報告第9号 平成29年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第10 報告第10号 平成30年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第11 報告第11号 専決処分の報告について

- 日程第12 報告第12号 専決処分の報告について
- 日程第13 報告第13号 平成29年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第14 報告第14号 平成29年度由布市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第15 報告第15号 専決処分の報告について
- 日程第16 報告第16号 平成29年度由布市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第17 報告第17号 平成29年度由布市水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第18 報告第18号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第19 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「平成29年度由布市一般会計補正予算（第6号）」
- 日程第20 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例等の一部を改正する条例」
- 日程第21 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第22 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「平成29年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）」
- 日程第23 議案第40号 由布市高規格救急車購入について
- 日程第24 議案第41号 由布市老人福祉センター条例の廃止について
- 日程第25 議案第42号 由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第43号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第27 議案第44号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第28 議案第45号 由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第29 議案第46号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第30 議案第47号 由布市市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
- 日程第31 議案第48号 由布市消防手数料条例の一部改正について
- 日程第32 議案第49号 平成30年度由布市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第50号 平成30年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

---

出席議員（19名）

1番 佐藤 孝昭君	2番 高田 龍也君
3番 坂本 光広君	4番 吉村 益則君
5番 田中 廣幸君	6番 加藤 裕三君
7番 平松恵美男君	8番 太田洋一郎君
9番 野上 安一君	10番 加藤 幸雄君
12番 鷺野 弘一君	13番 甲斐 裕一君
14番 溝口 泰章君	15番 渕野けさ子君
16番 佐藤 人已君	17番 田中真理子君
18番 工藤 安雄君	19番 長谷川建策君
20番 佐藤 郁夫君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 首藤 康志君	書記 一野 英実君
書記 小川 晃平君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 相馬 尊重君	副市長 …………… 太田 尚人君
教育長 …………… 加藤 淳一君	総務課長 …………… 漆間 尚人君
財政課長 …………… 佐藤 公教君	総合政策課長 …………… 一尾 和史君
税務課長 …………… 河野 克幸君	市民課長 …………… 衛藤 誠治君
監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長 ……………	衛藤 哲男君
会計管理者 …………… 鶴原 章二君	建設課長 …………… 佐藤 洋君
水道課長 …………… 佐藤 正秋君	
福祉事務局長兼福祉課長 ……………	栗嶋 忠英君
子育て支援課長 …………… 庄 忠義君	保険課長 …………… 佐藤 厚一君
商工観光課長 …………… 衛藤 浩文君	
挾間振興局長兼挾間地域整備課長 ……………	大久保隆介君
庄内振興局長兼地域振興課長 ……………	田邊 祐次君

湯布院振興局長兼地域振興課長 ..... 右田 英三君  
教育次長兼教育総務課長 ..... 八川 英治君  
消防長 ..... 亀田 博君 代表監査委員 ..... 大塚 裕生君

---

午前10時00分開会

○議長（佐藤 郁夫君） 皆さん、おはようございます。

これより、平成30年第2回由布市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は19人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 郁夫君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番、平松恵美男君、8番、太田洋一郎君の2名を指名します。

---

#### 日程第2. 会期の決定

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から6月26日までの14日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月26日までの14日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3. 諸報告

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告につきましては、前期定例会終了後から今期定例会開会までの分をお手元に資料として配付いたしておりますので、お目通しください。

続いて、議会構成について2点報告いたします。

まず、総務常任委員会副委員長の互選について、4月10日、総務常任委員会が開催され、副委員長に野上安一君が互選されました。

次に、議会活性化調査特別委員会委員の補充選任について、由布市議会委員会条例第8条1項の、ただし書きに基づき、4月10日付で議会活性化調査特別委員会委員に、佐藤人已君を議長にて指名しました。

以上、報告いたします。

次に、市長の行政報告を受けます。市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。

平成30年第2回定例会の開会に当たりまして、議員各位には公私ともに大変御多忙の中、御出席をいただきまして心から感謝を申し上げます。

現在、梅雨時期を迎えておりますけれども、毎年この時期は各地で豪雨による災害が発生をいたしております。被害が発生しないことが一番でございますけれども、被害が発生した際、被害の規模を最小限に抑えるための備えが重要となっております。今後も気象情報に十分注意しながら、警戒体制には万全を期したいと考えておるところでございます。

さて、本定例会において提案しております報告13件、承認4件、議案11件につきましては、どうか慎重な御審議をお願いいたしますとともに、何とぞ御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

また、本日、お手元に行政報告をお配りしております。

御一読いただきますようお願い申し上げます次第ですけれども、少し時間をいただきまして、幾つかの項目について、詳細な御報告を申し上げます。

まず、4月1日ですけれども、由布市ツーリストインフォメーションセンター（TIC）の完成に当たり、オープニングイベントを挙行いたしました。今後は、由布市を訪れる皆様が満足していただけるよう、質の高い出会いの場を創出し、引き続き本市の宝であります観光資源を活用した施策に取り組んでまいり所存でございます。また、本施設の整備に当たりましては、議員各位、そして多くの関係者の皆様の御理解、御協力を賜りましたことに改めて感謝を申し上げます。

4月9日には、佐伯市で大分県市長会春季定例会が開催されました。九州市長会に提出する議案と、大分県に対しての要望事項が決定されたところでございます。

5月10日、11日には、佐賀県佐賀市において九州118市の106市の市長が一堂に会しまして、第122回九州市長会が開催され、基礎自治体が主体性を持って総合的に行政を担うことができるよう、都市財政の拡充強化、災害対応力強化のための支援、農林水産業の振興などについて議案審議が行われました。

5月31日には、市内の防災パトロールを実施し、危険と思われる箇所の現地視察や検討会を開催し、関係機関との情報共有を図った所でございます。

6月4日には、日本クアオルト協議会の総会へ出席をいたしました。総会では日本型クアオル

トに賛同された、三重県志摩市の新規加盟を含め、5議案が承認されたところでございます。

また、翌5日には、全国市長会議の第2分科会に出席し、地方税財政等に関する提出議案並びに重点提言事項について審議を行いました。

そして、6日に開催されました第88回全国市長会通常総会では、防災対策の充実強化に関する決議や、都市税財源の充実強化に関する決議など7件の決議が決定されたところでございます。

次に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、3月23日以降契約案件がございませんでしたのでよろしく願いいたします。

以上、報告をいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、地方自治法第125条の規定により、平成30年第1回定例会において採択されました請願・陳情の処理経過と結果について、執行部より報告を求めます。副市長。

○副市長（太田 尚人君） おはようございます。

それでは、平成30年第1回定例会におきまして審議をいただきました請願・陳情につきまして、その処理経過、結果報告を行います。

まず、請願受理番号1、件名、市道編入に関する請願書。

湯布院町川上2399番2から川上2398番3を經由し、川上2401番5に至る里道の市道編入に係る請願についてでございますが、委員会意見にありました地元住民による立ち木の剪定、パイプ撤去等道路脇整備などの道路環境が整えば、道路台帳作成業務委託作業に入り、成果後に市道認定議案を提出する予定でございます。

次に、請願受理番号3、件名、湯布院町乙丸3自治区宮園下エリアの集中豪雨時の道路環境改善を求める請願書。

乙丸3自治区宮園下エリアの道路冠水の改善についてでございますけれども、市単独で宮川の大規模改修は困難であり、河川改修について、管理者であります県へ要望活動を行ってまいります。

次に、陳情受理番号1、件名、公助・共助の移動サービスを、行政と市民がともに考える仕組みを求める陳情についてでございますが、公共交通に関する要望や意見は、定期的に開催する市民交通対策検討委員会や自治区からの要望、アンケートや地域座談会などを通じて把握に努めた上で、本年度に策定予定の地域公共交通再編実施計画で、公共交通体系のあり方を見直してまいります。

次に、陳情受理番号2、件名、スクール車両を校区の子どもたちと住民のために活用する陳情についてでございますが、スクール車両は学校の閉校に伴う児童の通学時の交通手段として、毎年保護者の要望や意見をもとに運行いたしております。市民の利用につきましては目的外使用でありますので、本年度策定予定の地域公共交通再編実施計画において具体的な協議を行い、利用

可能かどうかを検討いたしてまいります。

次に、陳情受理番号3、件名、高齢者が希望する地域で予約制枝道送迎の実験開始を求める陳情についてでございますが、一部地域で実験的に行っておりますデマンド送迎を含め、現行の公共交通体系については、本年度策定予定の地域公共交通再編実施計画において具体的な検証・協議を行い、見直しを行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） 請願・陳情の処理経過と結果報告が終わりました。

---

#### 日程第4. 請願・陳情について

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、日程第4、請願・陳情についてを議題とします。

議会事務局長に、請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（首藤 康志君） 事務局長です。それでは、お手元に配付の請願並びに陳情文書表により朗読いたします。なお、請願者、陳情者、紹介議員の氏名につきましては敬称を略させていただきます。また、付託委員会名は省略させていただきます。

まず、請願から読み上げます。

受理番号5、件名、市道認定に関する請願について。請願者、〇〇〇〇〇、谷東部自治委員、佐藤金男。紹介議員、田中廣幸、田中真理子。

受理番号6、件名、市道編入に関する請願について。請願者、〇〇〇〇〇、小原自治委員、末松龍彦。紹介議員、坂本光広。

受理番号7、件名、市道編入に関する請願について。請願者、〇〇〇〇〇、小原自治委員、末松龍彦。紹介議員、坂本光広。

受理番号8、件名、地方財政の充実・強化を求める意見書について。請願者、大分市大手町3の2の9、大分県地方自治研究センター理事長、中山敬三。紹介議員、加藤裕三。

受理番号9、件名、義務教育費国庫負担金制度の堅持を求める請願。請願者、庄内町大龍1818番地、大分県教職員組合由布市部執行委員長岩田正明。紹介議員、加藤裕三。

次に、陳情を読み上げます。

受理番号4、件名、日出生台演習場での日米共同訓練に関する陳情。陳情者、〇〇〇〇〇、日出生台での米軍演習に反対する大分県各界連絡会由布市代表、西郡均。

受理番号5、件名、消費税増税の中止を求める陳情。陳情者、〇〇〇〇〇、消費税をなくす大分の会、西郡均。

受理番号6、件名、職員が交代で出勤し、土曜日の公民館を住民の居場所にする提案。陳情者、〇〇〇〇〇、谷千鶴。

以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） ただいまの請願5件及び陳情3件については、会議規則第141条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

---

日程第5. 由布大分環境衛生組合議会議員の補欠選挙

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、日程第5、由布大分環境衛生組合議会議員の補欠選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

由布大分環境衛生組合議会議員に、鷲野弘一君を指名いたします。

お諮りします。ただいま、議長が指名いたしました、鷲野弘一君を由布大分環境衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました鷲野弘一君が由布大分環境衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました鷲野弘一君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

---

日程第6. 報告第6号

日程第7. 報告第7号

日程第8. 報告第8号

日程第9. 報告第9号

日程第10. 報告第10号

日程第11. 報告第11号

日程第12. 報告第12号

日程第13. 報告第13号

日程第14. 報告第14号

日程第15. 報告第15号

日程第16. 報告第16号

日程第17. 報告第17号

日程第18. 報告第18号

日程第19. 承認第1号

日程第20. 承認第2号

日程第21. 承認第3号

日程第22. 承認第4号

日程第23. 議案第40号

日程第24. 議案第41号

日程第25. 議案第42号

日程第26. 議案第43号

日程第27. 議案第44号

日程第28. 議案第45号

日程第29. 議案第46号

日程第30. 議案第47号

日程第31. 議案第48号

日程第32. 議案第49号

日程第33. 議案第50号

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、本定例会に提出されました、日程第6、報告第6号から日程第18、報告第18号までの報告13件、日程第19、承認第1号から日程第22、承認第4号までの承認4件、日程第23、議案第40号から日程第33、議案第50号までの議案11件を一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、早速ではございますけども、上程されました議案について、一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で御審議をお願いいたします案件は、報告13件、承認4件、議案11件でございます。

まず、報告第6号及び報告第7号、専決処分の報告については、市営住宅内通路の管理瑕疵により、自家用車及び身体に損害を与えたことによる和解及び損害賠償を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでござい

ます。

報告第8号、専決処分の報告については、市道の管理瑕疵により、自家用車に損害を与えたことによる和解及び損害賠償を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第9号、平成29年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出については、由布市土地開発公社理事会が平成30年5月7日に開催され、平成29年度の事業報告及び決算が議決され、同日付で公有地の拡大の推進に関する法律第18条第3項の規定により、書類の提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成29年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類を議会に提出し、報告するものでございます。

報告第10号、平成30年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出については、土地開発公社理事会が3月29日に開催され、平成30年度の事業計画及び収支予算並びに資金計画が議決され、3月30日付で、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項の規定により承認しましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成30年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類を議会に提出し、報告するものでございます。

報告第11号及び報告第12号専決処分の報告については、公用車の交通事故による和解及び損害賠償を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第13号、平成29年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書については、湯布院複合施設整備事業を含む25の事業について、翌年度繰越額と繰越財源が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第14号、平成29年度由布市一般会計継続費繰越計算書については、社会教育施設整備事業について、翌年度繰越額と繰越財源が確定しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

報告第15号、専決処分の報告については、事務処理の誤りによる和解及び損害賠償を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第16号、平成29年度由布市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書については、施設整備促進事業について、翌年度繰越額と繰越財源が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第17号、平成29年度由布市水道事業会計予算繰越計算書については、建設改良費について、翌年度繰越額と繰越財源が確定いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

報告第18号、例月出納検査の結果に関する報告については、監査委員による監査報告ですので、代表監査委員より報告をいたします。

次に、承認第1号、平成29年度由布市一般会計補正予算第6号の専決処分の承認を求めることについては、繰越明許費の追加及び変更に伴う補正予算を定めることについて、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月29日付で専決処分を行ったものでございます。

承認第2号、由布市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、現下の社会経済情勢等を踏まえ、地方創生の推進の基盤となる地方の税財源を確保する等の観点から、地方税法等の改正が行われたことによるもので、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

承認第3号、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の見直し、その他の改正を行う地方税法施行令の改正が行われたことによるもので、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

承認第4号、平成29年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算第5号の専決処分の承認を求めることについては、繰越明許費の追加に伴う補正予算を定めることについて、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月29日付で専決処分を行ったものでございます。

議案第40号、由布市高規格救急車購入については、5月29日に指名競争入札を執行した結果、大分トヨタ自動車株式会社が消費税を含む2,298万2,400円で落札し、5月30日付で仮契約を締結したことから、この契約を本契約とするため、由布市有財産条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第41号、由布市老人福祉センター条例の廃止については、挾間老人福祉センターが老朽化したことから、廃止する条例につきまして、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第42号、由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正については、特別職の職員が、自ら居住するための住宅を借り受けた場合に、一般職の職員と同様に住居手当を支給することによるものでございます。

議案第43号、由布市税条例の一部改正については、地方税法の一部改正に伴い、中小企業の生産性革命を実現するため、生産性向上特別措置法の規定による一定の設備投資について、固定資産税の特別措置を創設する改正を行うものでございます。

議案第44号、由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、必要な改正を行うものでございます。

議案第45号、由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、必要な改正を行うものでございます。

議案第46号、由布市市営住宅条例の一部改正については、各地域における市営住宅を一元的に管理し、住宅管理の一層の効率化を図るとともに、地域の実情に応じたきめ細かな入居者の募集、決定など入居者へのサービス向上を図るため、管理代行や指定管理者制度による外部団体が管理できることを条例で定めるものでございます。

議案第47号、由布市市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正については、前議案と同じように、市営特定公共賃貸住宅について、指定管理者制度による外部団体が管理できることを条例で定めるものでございます。

議案第48号、由布市消防手数料条例の一部改正については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことに伴い、必要な改正を行うものでございます。

議案第49号、平成30年度由布市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出からそれぞれ3億3,443万8,000円を増額し、予算総額を176億3,863万4,000円にお願いするものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、次期基幹系システムの再構築に伴う委託料、はさま第二保育園の新築工事、県営基盤整備事業の増額、そして乙丸津江線無電柱化事業などを計上いたしております。

債務負担行為につきましては、次期基幹系システム再構築事業をお願いをしております。

地方債につきましては、追加2件、変更7件の補正となっております。

議案第50号、平成30年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出からそれぞれ1,336万6,000円を増額し、予算総額を4億7,067万8,000円にお願いするものでございます。

主なものは、歳入では、諸収入と市債の増額をするもので、歳出では、工事請負費の増額をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 郁夫君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、報告第18号について、代表監査委員により報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。それでは、報告第18号について御

報告申し上げます。

報告第18号、例月出納検査の結果に関する報告について。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。平成30年6月13日提出、由布市代表監査委員、大塚裕生。

1ページから3ページに報告の内容を記載しております。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、平成30年1月分、2月分、3月分の例月出納検査をそれぞれ、2月26日、3月26日、4月26日に実施いたしました。検査の対象は会計管理者と企業出納員の保管する各月末日現在の現金のあり高と出納状況です。現金のあり高、出納関係諸帳票の係数の適正性の検証と現金の出納事務が適正に行われているかを検査いたしました。検査の結果、資料の係数は帳票の係数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

以上で、報告を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、ただいま上程されました各議案について、詳細説明を求めます。

まず、報告第6号から報告第8号まで続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（漆間 尚人君） 総務課長でございます。報告第6号から報告第8号まで詳細説明をいたします。

それではまず、報告第6号専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成30年6月13日提出、由布市長。

ページをめくってください。このページには平成30年3月26日付で専決処分を行った専決処分書を添付しております。

事故の概要、和解状況につきましては次ページをごらんください。

この事故の当事者は記載のとおりでございます。

事故の概要ですが、平成30年1月31日午前11時10分ごろ、由布市挾間町谷323番地、由布市営生田原住宅内通路において、側溝上に設置されたふたに乙の車両が乗り上げたところふたが変形し、乙の車両が落下し、車両に損害を与えた事故でございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る一切の損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を39万1,111円と定めたものでございます。

続きまして、報告第7号の説明をいたします。

報告第7号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成30年6月13日提出、由布市長。

次のページをごらんください。

5月28日付で専決処分を行った専決処分書を添付しております。

事故の概要、和解条件につきましては、次のページをごらんください。

この事故の当事者、事故の概要ですが、これは先ほど報告しました報告第6号と同じ事故でございます。この報告第7号については、乙の身体に損害を与えた事故でございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る一切の損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を12万188円と定めたものでございます。

続いて、報告第8号の説明をいたします。

報告第8号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成30年6月13日提出、由布市長。

次のページをごらんください。

5月18日付で専決処分を行った専決処分書を添付しております。

事故の概要、和解条件につきましては、次のページをごらんください。

この事故の当事者は記載のとおりでございます。

事故の概要ですが、平成30年3月21日午後6時40分ごろ、由布市挾間町北方532番地10地先、市道向原別府線において、市道にくぼみができており、乙の所有する自動車が通過する際に乙の車両に損害を与えた事故でございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る一切の損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を14万2,006円と定めたものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、報告第9号及び報告第10号について、続けて詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（一尾 和史君） 総合政策課長です。報告第9号並びに報告第10号について、詳細説明をさせていただきます。

報告第9号、平成29年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、由布市土地開発公社の事業の経営状況を説明する書類を次のとおり提出する。平成30年6月13日提出、由布市長。

1枚めくっていただきまして、1ページ目ですが、平成30年5月7日に行われました由布市土地開発公社理事会におきまして、平成29年度の事業報告及び決算が議決されました。公有地の拡大の推進に関する法律第18条第3項の規定により、事業報告書及び財務諸表が監査意見書とともに提出されましたので、報告をするものでございます。

3ページをお願いいたします。

平成29年度由布市土地開発公社の事業報告書になります。平成29年度は土地の取得及び処分等の業務はございませんでした。

ただ、上段1、事業の概要に記載しておりますとおり、管理業務として、下湯平若者定住化団地用地取得借入金の利息39万7,051円及び、市道向原別府線用地取得借入金利息3,600円を支払っております。また、下湯平若者定住化団地用地の貸付料として58万9,244円の収益がございました。

続きまして、5ページをお願いいたします。

平成29年度の財務諸表について御説明をいたします。右6ページの貸借対照表でございます。平成30年3月31日時点で公社の1年間の財政状況について、括弧書きをしております資産の部、負債の部、資本の部でそれぞれ現在高を示しております。資産合計並びに負債と資本の合計がともに1億956万7,069円となっております。

7ページをお願いいたします。

損益計算書ですが、1年間の収益、費用、純利益を一覧表にして経営成績を示すものでございます。当期利益については、98万5,193円の純利益となっております。

次に、隣の8ページをお願いいたします。

キャッシュフロー計算書です。1年間の現金や預金の動きを示す表でございます。最下部にございますが、現金及び現金同等物期末残高は1,116万3,929円となっております。

内訳につきましては、ちょっと飛びまして12ページをお願いいたします。

12ページ、現金及び預金明細表がございます。普通預金の年度末残高は713万316円で、その下の定期預金残高は403万3,613円となっております。

戻りまして9ページをまたお願いいたします。

9ページ、販売費及び一般管理費の表になっております。人件費と諸経費9万3,052円の内訳を記載しております。

続きまして、隣の10ページをお願いいたします。

準備金の計算書でございます。前年度繰越準備金1,018万3,236円に当期純利益98万5,193円を加えました1,116万8,429円が当期準備金となり、下段の準備金処理計算書にありますとおり、次期繰越準備金として処理しております。

次のページ、11ページをお願いいたします。

財産目録です。中段下線、資産合計の1億956万7,069円から、下段の下線負債合計の8,539万8,640円を差し引いた2,416万8,429円が純資産になります。

先ほど説明をいたしました12ページの現金及び預金明細表に関する資料として、13ページ

以降に残高証明書や公有地の明細書、資産明細書、借入金明細書等を添付しております。御一読をお願いいたします。

最後、29、30ページに平成29年度中間監査並びに決算に係る監査意見書を添付しております。

以上で、報告第9号の詳細説明を終わります。

続きまして、報告第10号、平成30年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類を次のとおり提出する。平成30年6月13日提出、由布市長。

1ページをお開きください。

平成30年3月29日に由布市土地開発公社理事会におきまして、平成30年度由布市土地開発公社の事業計画及び収支予算並びに資金計画が議決され、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項の規定により承認されました。

平成30年度事業計画についてですが、その表にありますとおり、公有地取得事業の管理利息として2件、下湯平若者定住活性化事業及び市道向原別府線道路用地取得事業の借入金利息のみの計画となっております。

公有地の新規取得計画はございません。

2ページ以降は30年度の予算となっております。

収益的収入については、附帯等事業収益、補助金等収益、受取利息で108万円。収益的支出は、一般管理費と支払利息並びに予備費で475万円を計上しております。

3ページをお願いいたします。

資本収入につきましては、短期借入金6,739万9,000円を計上しており、支出で同額、短期借入金返済金を計上しております。

また、第5条で、平成30年度の借入金限度額を6,739万9,000円と定めております。

4ページから6ページまでは予算の実施計画を記載しております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

平成30年度の資金計画でございます。前年度と比較して、8ページにありますが、総額354万円ほど減じております。

次の9ページの一般管理費の明細にございますが、下湯平公有地の不動産鑑定並びに境界確認を行うための委託料を計上したことによりまして、減じておるところでございます。

10ページ以降、12ページまでは、予定貸借対照表、予定損益計算書、予定キャッシュフロー計算書を添付しておりますので御参照ください。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、報告第11号から報告第14号まで、続けて詳細説明を求めます。  
財政課長。

○財政課長（佐藤 公教君） 財政課長です。それでは、報告第11号から第14号まで、続けて御説明を申し上げます。

報告第11号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成30年6月13日提出、由布市長。

1枚をめくってください。

専決処分書をつけております。事故の概要につきましては、昨年、平成29年12月16日に国東市の大分空港駐車場内におきまして、公用車で駐車場を出る際に、左右の確認を怠りまして、左からきた車両の右前輪部に接触をしたものです。

この件につきまして、事故に係る過失割合が75%分に当たる損害賠償金の支払い義務があることを認め、和解をし、損害賠償額11万4,072円となっています。

続きまして、報告第12号について御説明申し上げます。

専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成30年6月13日提出、由布市長。

1枚をめくってください。右のページの事故の概要につきましては、平成30年2月14日に湯布院町川上におきまして、公用車で民家駐車場を出る際に後方確認を怠り、後方により右折してきた車両の前方左側に接触をしたものでございます。

甲は乙に対しまして、本件事故に係る過失割合を90%に当たる損害賠償金の支払い義務があることを認め、和解し、損害賠償額23万40円となっております。

続きまして、報告第13号について御説明申し上げます。

平成29年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許に係る歳出予算の経費を繰り越したので報告する。平成30年6月13日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

平成29年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書です。平成29年第3回定例会の9月補正におきまして1件、第4回定例会12月補正におきまして3件、平成30年第1回定例会3月補正におきまして19件の繰越明許費と、本定例会の専決処分の追加承認2件を合わせまして、25の事業について明許繰り越しを行いました。合計欄にありますように、翌年度繰り越しの合計が15億8,128万円となりました。繰り越し理由につきましては、補正予算案の際に説明

をいたしておりますので省略をさせていただきます。

続きまして、報告14号について御説明申し上げます。

平成29年度由布市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費に係る歳出予算の経費を繰り越したので報告をする。平成30年6月13日提出、由布市長。

裏面の平成29年度一般会計継続費繰越計算書をごらんください。

10款6項社会教育費の社会教育施設整備事業、庄内公民館施設整備事業として、翌年度逐次繰越額が17億5,390万円に確定しましたので、御報告するものです。

以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、報告第15号について、詳細説明を求めます。市民課長。

○市民課長（衛藤 誠治君） 市民課長です。報告第15号について詳細説明をいたします。

専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成30年6月13日提出、由布市長。

次のページをお開きください。

このページには、平成30年3月28日付で専決処分を行いました専決処分書を添付しております。

次のページをごらんください。

当事者はごらんとおりです。事案の概要につきましては、乙が平成28年12月9日に郵送で転出取り消しを行った際、甲が電算処理の手順を誤り、住民基本台帳ネットワークシステム、通称住基ネット上で反映されなかったため、平成30年2月19日、乙は自ら住民票を取得した上、大分年金事務所へ出向き、現況届の手续をしなければならない状況となりました。

和解条件につきましては、市は乙に対し、交通費及び住民票取得手数料の損害に関し、本件損害に係る一切の損害賠償金の支払い義務があることを認めまして、損害賠償の額を2万3,300円と定めたものでございます。

以上です。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、報告第16号及び報告第17号について、続けて詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（佐藤 正秋君） 水道課長でございます。報告16号及び17号について詳細説明を申し上げます。

報告第16号、平成29年度由布市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許に係る歳出予算の経費を繰り越したの

で報告する。平成30年6月13日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

平成29年度由布市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。市道大津留小学校竹の中線市道改良に伴う水道管移設工事、施設整備促進事業にかかわる当初残額3,400万円のうち、2,351万円を繰り越したので報告するものでございます。

続きまして、報告17号、平成29年度由布市水道会計予算繰越計算書について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、次の繰越計算書のとおり報告する。平成30年6月13日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

平成29年度由布市水道事業会計予算繰越計算書でございます。

市道筒口線道路改良に伴う橋梁添架工事について、建設改良費予算計上額550万円のうち、448万2,000円を翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものでございます。

以上です、お願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、承認第1号について、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（佐藤 公教君） 承認第1号について御説明申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度由布市一般会計補正予算（第6号）について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成30年6月13日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

専決処分書でございます。下記の件につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。平成30年3月29日、由布市長。

平成29年度由布市一般会計補正予算（第6号）につきましては、繰越明許費の追加及び変更に伴う補正予算を定めることについて、特に緊急を要しましたことから、専決処分を行ったものであります。

2枚めくってください。

一般会計補正予算の平成29年度由布市一般会計補正予算（第6号）の裏面に、第1表、繰越明許費補正がございます。1ページと書いているところでございます。

ここでは、追加の2件、市営基盤整備事業と公営住宅住宅促進事業につきましては、隣接工事の工期延長による工事着手の遅延により、工事が完了できなかったものでございます。繰越額が552万3,000円となっております。

その下、変更の公共土木施設災害復旧費につきましては、前払い金の一部が返還されたことに

よる工事の遅延等の理由により、年度末までに工事が完了できなかったものでございます。繰り越し額は、補正後が3億2,195万6,000円となっております。

以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） ここで、暫時休憩とします。再開は11時10分とします。

午前10時57分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（佐藤 郁夫君） 再開します。

次に、承認第2号について、詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（河野 克幸君） 税務課長です。承認第2号について、詳細説明をさせていただきます。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、由布市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成30年6月13日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

専決処分書です。平成30年3月31日付で専決処分を行っております。

それでは、内容について御説明申し上げます。24ページからの新旧対照表をお願いします。

なお、説明中条文が前後いたしますが御了承くださいますようお願いいたします。

まず、第20条及び第23条は項ずれ及び用語の改正でございます。

次のページの第24条及び26ページの第34条の2から、28ページの第36条の2までは、個人住民税の給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除の見直しによる個人市民税の非課税の範囲及び調整控除等の改正でございます。

次に、26ページの第31条及び31ページの第47条の3、第47条の5は用語の改正でございます。

33ページの第48条及び37ページの第52条は、法人市民税の申告納付と納付期限延長の場合の延滞金についての改正でございます。

次に、41ページをごらんください。

41ページからの第92条は、製造たばこの区分の創設による改正。第92条の2は、条ずれによる改正。次ページの第93条の2及び第94条は、加熱式たばこを製造たばことみなし、新たな課税方式のための本数の換算方法について規定の整備を行うものでございます。なお、換算方法につきましては、平成30年10月1日から5年間をかけて段階的に移行しますので、67ページ以降にあります由布市税条例の一部改正第2条関係の改正から、73ページの第5条

関係の改正により、段階的に改正を行っております。

戻っていただいて、47ページの第95条は、たばこ税の税率改正でございます。この改正は、平成30年10月1日から3段階で引き上げますので、69ページ以降の由布市税条例の一部改正、第3条及び第4条関係の改正により段階的に改正を行っております。

47ページになりますが、47ページからの第96条、第98条、附則に入りまして第3条の2、第4条は条ずれ等条例の改正に伴う規定の整備でございます。

51ページの第5条は基礎控除等の見直しによる個人市民税取得割の非課税の範囲等の改正となっております。

第10条の2は、固定資産税の課税表示の特例割合を各自治体で定めます「わがまち特例」の法律改正に伴う割合と条例の項ずれによる改正でございます。

次に、53ページの第10条の3は、政令改正等による項ずれによる改正並びに芸術公演施設に対する固定資産税の減額のための申告について規定する改正でございます。

次に、59ページの第11条から64ページの第15条までにつきましては、固定資産税の負担調整等の特例の延長による改正でございます。

65ページの第17条の2は、租税特別措置法の改正に伴う条ずれ対応の改正でございます。

65ページ下段の第3条につきましては、平成28年条例第18号による改正附則の法改正による項ずれ対応の改正でございます。

最後に76ページをごらんください。76ページの由布市税条例の一部改正、第6条関係の改正につきましては、平成27年度改正において講じました旧3級品の紙巻たばこに係る平成31年3月31日までの税率の経過措置につきまして、平成31年9月30日にまで適用する改正でございます。

なお、附則に施行期日及び経過措置等を記載しておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で、承認第2号の詳細説明を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、承認第3号について、詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（佐藤 厚一君） 保険課長です。承認第3号について詳細説明をいたします。

専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成30年6月13日提出、由布市長。

裏面をごらんください。このページには平成30年3月31日付で行いました専決処分書を添付しております。

次のページは、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正文を載せておりますが、改正内容の詳細につきましては、新旧対照表により御説明させていただきます。1枚めくってくださ

い。

第3条第1項につきましては、平成30年度の国保制度改革により、国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金として県に納めることとなったことによる改正と、それぞれの課税額につきまして号を加え、区分して列記をしております。

次のページをお開きください。

次のページの第2号は、号で区分したことによる引用の修正と基礎課税額の課税限度額を54万円から58万円とするものであります。

第3項及び第4項も同じく号で区分したことによる引用の修正であります。

第6条の2は規定の整備でございます。

次のページをお願いします。

第2条につきましては、保険税の軽減による減額後の基礎課税額の限度額につきましても、課税限度額につきましても、54万円から58万円と変更するものでございます。

第2号につきましては、分割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行27万円から27万5,000円に、第3号につきましては、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行49万円から50万円にそれぞれ引き上げ、軽減対象世帯の拡大を図るものでございます。

第24条では、特例対象者被保険者、いわゆる雇い止めにより離職された方の保険税の軽減申請につきまして、これまで雇用保険受給資格者証の提出を求められていたものがマイナンバー連携により、書類の提示により行えるようになったものです。

附則といたしまして、この条例の施行期日を平成30年4月1日とさせていただきます。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、承認第4号について、詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（佐藤 正秋君） 水道課長でございます。承認第4号について詳細説明を行います。

専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算5号についての別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。平成30年6月13日提出、由布市長。

裏面をごらんください。専決処分書となっております。下記の件について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。平成30年3月29日、由布市長。

それでは、内容について御説明を申し上げます。

由布市簡易水道事業特別会計補正予算5号をごらんください。

1ページの第1表をごらんください。最後のページになりますが、市道大津留小学校竹の中線市道改良工事に伴う水道管の移設工事に伴う繰越明許費の追加に伴う補正予算を定めることにつ

いて、特に緊急を要しましたことから、地方自治法第213条第1項の規定により、2,351万円を繰越明許費として定めたものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第40号について、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（佐藤 公教君） 財政課長です。議案第40号について御説明申し上げます。

由布市高規格救急車購入について。高規格救急車の購入について、由布市有財産条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成30年6月13日提出、由布市長。

高規格救急車購入につきましては、5月29日に指名競争入札を執行いたしました結果、大分トヨタ自動車株式会社が消費税を含む2,298万2,400円で落札をし、裏面にございますように5月30日付で仮契約を締結をいたしました。この契約を本契約とするために由布市議会の議決を求めるものです。

説明は以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第41号について、詳細説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長兼福祉課長（栗嶋 忠英君） 福祉事務所長です。議案第41号をお願いいたします。

議案第41号、由布市老人福祉センター条例の廃止について。由布市老人福祉センター条例を廃止する条例を別記のように定める。平成30年6月13日提出、由布市長。

由布市老人福祉センター条例の廃止については、挟間老人福祉センターの老朽化により、維持管理にコストがかかるための廃止に伴うものでございます。なお、現在は老人福祉センター事業を継続するため、社協に業務委託しております。

社協挟間事務所にて、挟間の福祉の拠点施設として機能を果たしていますことから、老人福祉センターを廃止し、普通財産とするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第42号について、詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（漆間 尚人君） 総務課長です。議案第42号について詳細説明をいたします。

議案第42号、由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について。由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成30年6月13日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

副市長が新たに選任されたことに伴いまして、由布市職員の例によりまして住居手当を支給する一部改正を行うものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

右のページには、新旧対照表を記載しておりますので御参照ください。

以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第43号について、詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（河野 克幸君） 税務課長です。議案第43号について詳細説明をさせていただきます。

議案第43号、由布市税条例の一部改正について。由布市税条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成30年6月13日提出、由布市長。

裏面をお願いします。

この改正は、平成30年地方税法の改正に伴い、平成32年度までの生産性革命集中投資期間中の措置としまして、生産性向上特別措置法の規定により、市が主体的に作成しました契約に基づき行われる中小企業の一定の設備投資につきまして、固定資産税を3年間ゼロに軽減することを可能とする時限的な特例の創設による改正でございます。

なお、施行は公布日からとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第44号及び議案第45号について、続けて詳細説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（庄 忠義君） 子育て支援課長です。議案第44号及び議案第45号について、詳細説明を行います。

まず、議案第44号について説明いたします。

議案第44号、由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成30年6月13日提出、由布市長。

3ページの新旧対照表をごらんください。

今回、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成30年4月27日に施行されたところでございます。

第7条に第2項及び第3項を追加をし、家庭的保育事業者等が保育を提供することができない場合、代替保育の連携施設である保育所等の確保が著しく困難であり、一定の要件を満たした場合に、小規模保育事業A型事業者等を連携協力を行うものとして適切に確保することをもって、連携施設の確保を求めないこととするものでございます。

また、第17条第2項に、家庭的保育事業等に食事の搬入を行う施設として、保育所、幼稚園または認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、市が適当と認める者を追加したものでございます。

次に、議案第45号について御説明をいたします。

議案第45号、由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成30年6月13日提出、由布市長。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

今回、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、平成30年4月1日に施行されたことから、放課後児童支援員の基礎資格等を明確にするため、第11条第3項第4号を改め、有効な教員免許状を取得した者を対象とするものでございます。

また、放課後児童支援員の資格要件について、同条第3項に第10号を追加をし、一定の実務経験があり市長が適当と認めたものに対象を拡大するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第46号及び議案第47号について、続けて詳細説明を求めます。建設課長。

○建設課長（佐藤 洋君） 建設課長です。議案第46号並びに議案第47号について詳細説明を行います。最初に議案第46号について行います。

議案第46号、由布市市営住宅条例の一部改正について。由布市市営住宅条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成30年6月13日提出、由布市長。

次ページをお開きください。

今回の条例の一部改正につきましては、管理代行及び指定管理を導入できるようにするため、由布市市営住宅条例の条文の一部を整備するものでございます。

第2条、第3条は、管理する上で公営住宅法による住宅と、それ以外の住宅について条文を整備するものでございます。

第57条3から第57条の6は、管理代行者及び指定管理者ができる業務並びに管理基準の条文を追加するものでございます。

議案第46号については以上でございます。

次に、議案第47号について詳細説明をいたします。

議案第47号、由布市市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正について。由布市市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成30年6月13日提出、由布市長。

次ページをお開きください。

今回の条例の一部改正につきましては、指定管理を導入できるようにするため、由布市市営特定公共賃貸住宅条例の条文の一部を整備するものでございます。

第2条は、管理する上で住宅について条文を整備するものでございます。

第33条3から第33条の5は、指定管理者ができる業務並びに管理基準の条文を追加するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第48号について、詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（亀田 博君） 消防長です。議案48号、由布市消防手数料条例の一部改正について提案理由を御説明いたします。

今回、総務省からの地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可、それから完成検査前検査及び保安検査の手数を改正したものでございます。

直近の人件費単価及び消費者物価指数の変動並びに審査一件当たりの備品費の増加を積算に反映したためのものでございます。

このことにより、由布市消防手数料条例の一部を改正する必要がありますので、提案をいたした次第でございます。

ちなみに、この手数料については、由布市内で石油コンビナート、それから石油備蓄基地等が建設されない限りは発生はいたしません。

何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第49号について、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（佐藤 公教君） 財政課長です。議案第49号、平成30年度由布市一般会計補正予算について、予算書に沿って説明をさせていただきます。1ページめくってください。

議案第49号、平成30年度由布市一般会計補正予算（第1号）、平成30年度由布市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,443万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176億3,863万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

第3条、地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正による。

平成30年6月13日、由布市長。

それでは、1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。歳入歳出の款項ごとに補正額を計上しております。

次に、3ページをお開きください。第2表、債務負担行為です。次期基幹系システム調達業務

委託として、限度額6,644万1,000円をお願いするものです。

次に、隣の4ページをお願いします。第3表、地方債補正です。市道の舗装、修繕事業等2件の追加と、5ページにまたがりませんが、事業費の増減や財源の入れかえに伴い、観光情報発信拠点整備事業等7件の変更をお願いをしております。

続きまして、6ページをお願いします。

補正予算事項別明細書です。この中の19款繰入金につきましては、財政調整基金から財源不足分を繰り入れをしております。

9ページからの歳入につきましては、特定財源として歳出科目に充てられているものは、歳出の項目で説明をさせていただきます。

また、歳出の予算中の給与管理費につきましては、4月の人事異動に伴う職員給与費の組みかえによるものです。

各項目での給与管理費の説明は省略をさせていただきます。

それでは、14ページをお開きください。

補正予算歳出です。中段の区分1の一般管理費の負補交ですが、在京大分県人会創立90周年の記念式典及び記念誌に対する各自治体の負担金となっております。

次に、18ページをお願いします。

中段にあります区分1、入会地分収交付金事業は、資材置き場用地貸付分と関伐木処分に伴う県民有林の地元交付金です。財源は立ち木売り払い収入等を充当しております。

その下、地域活性化助成事業のコミュニティ助成事業補助金は、阿蘇野神楽座の不交付——交付ができなかった分による減額分です。

一番下の行政事務情報化推進事業ですが、次期基幹系システムの再構築に伴う委託料です。これは、現行の総合行政システムを新たなパッケージに移行するための事業となっております。

次に、20ページをお開きください。

中段の区分2、地域活力づくり総合事業は、由布川峡谷河床部アクセス検討調査測量設計業務委託料です。これは、由布川峡谷内に降りるアクセスの検討調査を行う委託料となっております。

その下、由布川地域都市再生整備事業は、事業事後評価業務委託等由布川地域交流センターの物件補償費となっております。

その下、区分4、湯布院複合施設整備事業の旅費は、県外地権者の協議にかかわる特別旅費となっております。

一番下の交通安全対策推進事業の消耗品は、交通指導員7名分の制服一式購入代となっております。

次に、28ページをお開きください。

28ページ中段の区分1、保育所活動推進事業の障がい児保育対策事業補助金は、障がい児保育に要する保育士配置等の助成です。

その下の保育園の施設整備補助金は、狭間第二保育園の新築工事の増額分です。財源は国庫補助を充当しております。

その下、区分2、児童健全育成事業は、第2くすのき児童クラブと第三ゆふいん児童クラブの事業費の増減に伴うものです。財源は、3分の2の国・県の補助金を充当しております。

下段の区分2、生活困窮者就労準備支援事業は、生活保護の基準額等の見直しに伴うシステム改修委託料です。財源は国庫補助金を充当しております。

続きまして、32ページをお願いします。

32ページの上段、区分1、塵芥処理事業の地元交付金は、塚原一時保管所の地元への交付金です。土地使用に関する覚書により、5カ年間の支払いを一括計上するものです。

次に、32ページ下段から33ページ上段にかけて記しています区分1、農村交流施設維持管理事業です。34ページの上段の役務費につきましては、陣屋の村の不動産鑑定料となっています。

その下、備品購入費は、川西交流センターの揚水ポンプ制御電源配線工事と、里の駅かわにしの厨房エアコンの設置工事となっております。

中段、区分1、県営基盤整備事業は、県営中山間地域総合整備事業等それぞれの事業負担です。財源は、市と地元でそれぞれの割合で負担をしております。

その下の市営の基盤整備事業は、元治水長宝線水路補修に伴う測量調査及び工事請負費と、事業拠出金となっています。財源は、事業交付金を充当しております。

一番下の段、区分1、林道整備事業の委託料は、林道中詰内成線用地測量業務の委託料です。当時、地元協議が整わずに分筆登記ができなかった箇所となっております。

次に、36ページの下段をごらんください。

観光費の区分1、観光推進事業は、まちづくり振興局への運営に伴う追加補助金となっています。

その下、区分2、地域イメージ向上対策事業は、おもてなしトイレ緊急整備事業としまして、岳本公園、乙丸公民館前トイレ、六所宮トイレの和式トイレを洋式トイレに変更するものです。財源は県の補助金と起債を充当しております。

その下、区分3、観光基盤整備事業は、T I C、周辺建物等の事後調査業務です。財源は40%の国庫補助を充当しております。

次に、38ページ中段をごらんください。

38ページ中段区分1、土木総務費の旅費は、市道向原別府線の用地交渉時の大阪行きの特別

旅費となっております。

下段の区分1、道路整備事業、社会資本整備事業（改良）は、医大西線ほかの交付対象要件の見直しによる単独事業への組みかえと、国交省からのモデル事業として、乙丸津江線の無電柱化による道路埋設工事補助金となっております。財源は、国からの補助を充当しております。

その下、区分2、社会資本整備事業（補修）は、中依大南線ほかと下湯平中川線ほかの橋梁補修等です。財源は起債を充当しております。

次に、40ページ上段をごらんください。

区分3、道路整備事業（単独事業）は、社会資本整備事業（改良）の交付対象要件の見直し、組みかえによる道路補修工事です。財源は起債を充当しております。

その下、公有財産購入費は、由布川地域下原神林線2カ所の小規模な開発に伴う土地の購入費でございます。

中段区分1、都市計画総務費の街路交通調査費負担金は、県の事業が平成31年度に延期しましたことから、30年度の市の負担金がなくなったということによるものでございます。

その下の区分2、雨水対策事業は、挾間下市地区の冠水対策調査測量設計となっております。

一番下の区分1、都市計画等管理事業は、湯布院の中央児童公園内の整備と蒸気機関車引き取り三次募集にかかわる移設費の補助金となっております。

次に、42ページをお開きください。

42ページ区分1、一般住宅耐震化等助成事業は、耐震診断制度改正に伴う増額分です。財源は50%の国、25%の県の補助金を充当をしております。

次に、44ページ、一番上をごらんください。

44ページ区分1、地域防災推進事業は、大津留地区自主防災会の育成補助金です。財源はコミュニティ助成事業を充当をしております。

その下、区分2、災害対策環境整備事業は、寄附をされましたドローン1台分の保険料と操作研修負担金となっております。

次に、46ページ中段をごらんください。

46ページ、小学校特別支援活動事業は、阿蘇野小学校養護教諭嘱託職員の賃金です。学校規模等により県からの配置がないために、市費で雇用することとしております。

下段区分1、幼稚園総務費の賃金は、6月から育休に入る挾間幼稚園の代替の嘱託職員の賃金となっております。

次に、48ページ上段をお願いします。

区分1、社会教育活動推進事業は、自治公民館の改修等整備補助金です。5つの自治区の修繕と1つの自治区の新築の要望がありまして、交付規則に基づき整備補助をするという事業になっ

ております。

下段の公民館費の区分1、公民館連携事業の修繕は、はさま未来館1階の自動ドアと半円の窓の修理でございます。

その下、区分2、挟間公民館事業の備品購入につきましては、未来館ホールの送受信機の購入と、未来館管理人室のエアコンの設置でございます。

次に、50ページ中段をごらんください。

区分1、交流体験施設維持管理事業ですが、ゆふの丘プラザの高圧電気設備の修繕費となっております。

次に、52ページをお願いします。

52ページ区分1、B&G海洋センター施設管理事業の修繕費につきましては、挟間のB&Gのシャワーの故障修理によるものでございます。

そのほか、53ページ以降につきましては給与明細書、55ページは債務負担行為の支出予定額等に関する調書、最後のページにつきましては、地方債の見込みに関する調書を記載しておりますので、御参照いただければと思っております。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第50号について、詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（佐藤 正秋君） 水道課長です。議案第50号について詳細説明を申し上げます。

平成30年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算1号。平成30年度由布市の簡易水道事業特別会計補正予算1号は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,336万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,067万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

平成30年6月13日提出、由布市長。

内容につきましては、事項別明細書に基づき御説明させていただきます。

初めに、9ページ、10ページをごらんください。

歳出でございます。1款1項3目の建設改良費、区分1施設整備促進事業工事請負費1,336万6,000円の同額補正につきましては、県道東山庄内線の改良工事に伴います、水道管の移設工事によるものでございます。

次に、7ページ、8ページにお戻りください。

歳入でございます。今回、補正する工事請負費の財源といたしまして、5款2項1目基金繰入

金537万7,000円、7款2項1目雑入218万9,000円、8款1項1目簡易水道事業債580万円となっております。

なお、雑入の218万9,000円につきましては、大分県よりの補償費となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 以上で、各議案の詳細説明が終わりました。

---

○議長（佐藤 郁夫君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、6月15日午前10時から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書追加分提出締め切りは、明日の正午まで、議案質疑に係る発言通告書の締め切りは、18日の正午までとなっておりますので、厳守をお願いします。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでございました。

午前11時50分散会

---